

第四回 定例会報告

平成十九年第四回定例会は、十二月十一日から十四日までの四日間の会期で開催され、条例関係四件、補正予算関係八件、工事変更契約二件、人事関係一件の議案十五件を審議し、すべて原案のとおり可決・同意されました。

また、陳情六件、報告十件がありました。

条例改正関係

△城里町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

国において、郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が施行されたことに伴い、町条例を改正するものです。

△城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院の勧告に基づき、勧告どおり期末勤勉手当、扶養手当の支給率及び若年層の月例給を引き上げるため、町条例を改正するものです。

△城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国において、健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成二十年度から特別徴収の方法により保険税を徴収することができると改正されたため、町条例を改正するものです。

△城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国において、郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が施行されたことに併せて、国民健康保険特別会計の財産管理について、基金で管理するよう町条例を改正するものです。

予算関係（補正）

△平成十九年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

△平成十九年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

△平成十九年度城里町老人保健特別会計補正予算（第3号）について

△平成十九年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

△平成十九年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

△平成十九年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

△平成十九年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

△平成十九年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
以上、八件の補正予算が可決されました

（詳細は別表）

工事変更請負契約の締結について

工事名 十八国補公下第十二号・十九町単第十二号一汚水管渠埋設

工事 工事

変更理由 契約金額に変更が生じたため

変更請負金額 六、一〇〇万五千円
変更による減額 一九九万五千円

工事名 十九国補公下第一号・町単第一号一汚水管渠埋設工事

変更理由 契約金額に変更が生じたため

変更請負金額 一億三、四二九万五千円
変更による減額 一一五万五千円

以上、二件については、道路を現況復旧する予定だったが、来年度の排水改良工事の予定箇所になっているため、仮復旧までとするための減額です。

人事関係

△人権擁護委員の推薦について

任期満了に伴い、新たに左記のものに任命について同意しました。

杉山 宗市氏 大字上入野磯部 長司氏 大字下古内飯田 紀代子氏 大字石塚
任期 平成二十二年十二月十日

陳情

△「保険でより良い歯科医療」の実現を求める陳情
採択されました。

△高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇〇八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情
不採択となりました。

△地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める陳情
総務常任委員会へ付託され、閉会中の継続審査となりました。

△ドクターヘリへの財政支援と救急医療体制の整備を求める陳情
採択されました。

△平成二十年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める陳情
△日豪EPA/FTA交渉に対する陳情
以上、二件については、産業建設

常任委員会へ付託され、閉会中の継続審査となりました。

追加日程

【発議】

△保険でより良い歯科医療の実現を

求める意見書

陳情の採択に伴い、関係機関に見書を提出することに決定しました。

△ドクターヘリ配備への財政支援と救急医療体制の整備を求める意見書

陳情の採択に伴い、関係機関に見書を提出することに決定しました。

報告

報告

△議会運営委員会視察研修報告

△総務常任委員会視察研修報告

△教育民生常任委員会視察研修報告

△産業建設常任委員会視察研修報告

△城里町長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

△城里町就業規則の一部を改正する規則

△城里町財務規則の一部を改正する規則

△城里町政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

△城里町建設工事等電子入札試行要綱の制定

△例月出納検査報告(九・十・十一月執行分)

お知らせ

平成20年第1回定例会より、議案の賛否についても掲載する予定です。

平成19年度補正予算

会計別	補正額	今回補正の主なもの
	補正後の額	
一般会計	919万円(増) 90億2,930万円	地方特例交付金・分担金及び負担金等の追加、国庫支出金・県支出金及び繰入金等の減によるものです。
特別会計(国民健康保険)事業勘定	8,244万円(増) 22億9,003万円	療養給付費等交付金等を追加、国民健康保険税の減によるものです。
特別会計(国民健康保険)施設勘定	1,899万円(減) 3億5,447万円	診療収入・繰入金及び町債等の減によるものです。
特別会計(老人保健)	840万円(増) 20億3,437万円	支払基金交付金・国庫支出金等の追加によるものです。
特別会計(介護保険)保険事業勘定	751万円(増) 11億7,391万円	保険料を追加、繰入金の減によるものです。
特別会計(公共下水道)	36万円(増) 9億8,604万円	繰入金の追加によるものです。
特別会計(農業集落排水)	歳入歳出予算の総額に変更はなく、農業集落排水事業費科目内の予算額を変更するものです。	
特別会計(簡易水道)	9万円(増) 5,875万円	繰入金の追加によるものです。
水道事業会計(収益的収入)	516万円(減) 6億0,880万円	給水収益の減によるものです。
水道事業会計(資本的収入)	1億0,211万円(増) 5億6,618万円	企業債・国県補助金・出資金等の追加によるものです。